

建設業許可関係手続きに係る申請書、変更届出書の提出方法については下記のとおりです。

(1) 建設業許可申請

申請内容	申請方法		留意事項
	持参	郵送	
① 新規	○	×	<p>(※) 専任技術者の資格に変更がない場合は郵送可とします。</p> <p>・郵送は、書留にしてください。</p> <p>・郵送の場合、資格、免状等の原本は送付しないでください。</p> <p>・必要な書類は、「建設業申請に必要な書類（早見表）＜熊本県知事許可＞」をご覧ください。</p>
② 許可換え新規	○	×	
③ 般特新規	○	○ (※)	
④ 業種追加	○	○ (※)	
⑤ 更新	×	○	
⑥ 般特新規＋業種追加	○	○ (※)	
⑦ 般特新規＋更新	○	○ (※)	
⑧ 業種追加＋更新	○	○ (※)	
⑨ 般特新規＋業種追加＋更新	○	○ (※)	
上記(③～⑨)＋変更届(経營業務管理責任者、専任技術者)	○	×	③～⑨の申請に併せて、経營業務管理責任者や専任技術者の変更を行う場合は郵送不可とします。

(2) 建設業許可変更届

変更等の事項	届出方法		留意事項
	持参	郵送	
商号又は名称の変更	×	○	<p>・郵送の場合は、<u>切手を貼付した返信用封筒を同封してください。</u></p> <p>(※1) 専任技術者の資格に変更がない場合は郵送可とします。</p> <p>(※2) 専任技術者の変更を伴う場合は郵送不可とします。</p> <p>(※3) 提出・郵送先は、管轄の広域本部(地域振興局)の土木部になります。</p> <p>・必要な書類は、「建設業許可変更届出一覧表(熊本県知事許可)」をご覧ください。</p>
役員等の変更	×	○	
営業所の所在地、郵便番号、電話番号の変更	×	○	
営業所の新設	○	×	
営業所の業種の変更又は廃止	○	○ (※1)	
資本金額又は出資総額の変更	×	○	
経營業務の管理責任者の変更	○	×	
専任技術者の変更	○	×	
建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	×	○	
健康保険等の加入状況の変更	×	○	
建設業の廃業(全業種の廃業の場合)	○	○	
建設業の廃業(一部業種の廃業の場合)	○ (※2)	○	
事業年度終了変更届	○ (※3)	○ (※3)	
変更等の事項が複数あり、持参を含む場合	○	×	
変更等の事項が複数あり、持参を含まない場合	×	○	

※状況により、本取り扱いを変更する場合があります。その場合は、熊本県ホームページでお知らせします。